

鹿部町長 様

鹿部町空き家バンク登録申請書

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

（※記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。）

鹿部町空き家バンク実施要綱（以下「要綱」とする。）に定める内容に同意し、次の1～7に相違ないので要綱第4条第1項の規定により、鹿部町空き家バンクへ登録を申請します。

記

- 1 申請する「空き家」又は「空き地」は良好な管理状態にあり、登記済みである。
- 2 申請する「空き家」又は「空き地」に係る税の滞納はない。
- 3 登録内容は、「鹿部町空き家バンク登録票」（様式第2号）及び写真（外観、内部、周辺環境等）のとおりである。
- 4 登録情報について、鹿部町が現地確認する際の敷地への立入を了承する。
- 5 登録内容を鹿部町空き家バンクホームページ上で公開することを了承する。
- 6 鹿部町は、空き家及び空き地の当事者間の売買又は賃貸借に係る交渉及び契約について、直接関与しないことを了承する。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではない。

【留意事項】

※登録には、「空き家」又は「空き地」の登記がされていることが必要です。

※外観写真がない場合でも登録は可能ですが、できる限り添付願います。（写真は外観、内部、周辺環境も含めて10点まで登録可能です）。

※別紙登録票のほか、登記簿謄本（登記事項証明書）、物件の周辺地図の写しが必要になります。

※登録には、抵当権等が抹消できることが必要です（登記事項証明書を確認願います）。

※担当仲介事業者（宅地建物取引事業者）が仲介を行う場合は、媒介契約が必要であり、成約時に仲介手数料（宅地建物取引業法に基づく範囲内）を支払う必要があります。

※不動産取引業者と既に媒介契約を締結している場合は、その契約書の写しを添付して下さい。

※所有者の個人情報は非公開とします。

※鹿部町個人情報保護条例（平成14年鹿部町条例第2号）の趣旨に基づき、申請書等に記載された個人情報は、適切に管理するとともに、利用希望者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。